

健康福祉課

介護保険係からの お知らせ



☎74-3001

介護保険料納入通知書は7月に送付します

平 成19年度介護保険料納入通知書は7月に送付します。

特別徴収の方へは、年金から差し引かれる保険料の額の通知書を送付します。

普通徴収の方へは、保険料の額の通知とともに納付書を送付します。

介護保険料の決定

65歳以上の人が納める介護保険料は、前年の所得金額と、19年度の町民税の課税区分（課税

または非課税）によって決定されます。

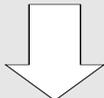
介護保険料の年金からの徴収（特別徴収）

65歳以上の人の介護保険料は、原則として皆さんが受取る年金から天引きされて納めることとなっております。保険料金額については、4月、6月、8月の仮徴収（年度前半）と10月、12月、2月の年度後半に分かれます。年度後半の徴収金額は、

【調整の例】 年額 22,200円（第2段階）の場合

保険料調整前

仮徴収期間(4月～8月)						年間計
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
7,400円	7,400円	7,400円	0	0	0	22,200円



保険料調整後

年間を通して保険料の徴収額が均等となるように6月、8月で調整します。

仮徴収期間(4月～8月)						年間計
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
7,400円	1,800円	1,800円	3,800円	3,700円	3,700円	22,200円

20年4月以降は、徴収額が3,700円×6回で均等となります。

前年の所得金額や19年度の町民税の課税区分をもとに決定された介護保険料年額から、仮徴収した額を差し引いたうえ3回に分割した額となります。年金支給月ごとの徴収額を記載した介護保険料納入通知書は7月に送付します。

4月、6月、8月は
仮徴収

4月の段階では、今年の町民

税はまだ決定されておりません。そのため4月、6月、8月支給の年金から徴収される介護保険料の額は、2月に徴収された保険料の額と同額としております。

仮徴収金額の調整

平成18年10月から新しく特別徴収となった方について、仮徴収期間の保険料1回分が、年額の1/3以上となり、10月以降

が0円となることから、図のように調整することといたします。

そのほか、年間の所得金額が前年度と大きな変更がない場合で、4月と10月（見込）の額に3,000円以上の差がある方についても、年間を通してできるだけ均等になるように6月、8月で調整しています。

**納付書で納める方
（普通徴収）**

65歳に達したばかりの方、年金を受給していない方や年金額が年額18万円未満の方など、年金天引きとならない方が普通徴収となります。年金からの保険料徴収ができませんので、納付書により納めていただきます。納付書は、保険料納入通知書とともに7月に送付します。

口座振替による納付もできます。（普通徴収の方に限ります。）利用できる金融機関は、道銀洞爺支店、伊達信金虻田支店・洞爺温泉支店、とつや湖農協郵便局です。手続きは役場及び各支所の窓口でお願いします。